

〈研究・調査報告〉

## 高知大学におけるチューター制度の現状及び課題

大塚 薫

### 要 旨

本稿は、2004年度～2009年度における高知大学のチューター制度を概観するとともに、現チューター制度の課題について考えていく。高知大学では、チューター制度として学期中に主に学習指導を行う個別チューターに加え、渡日時チューターを置き、入学直後の留学生がスムーズに日本での生活が送れるようサポートをしている。チューターは、留学生の日本における最初の友人としての役割に加え、日本人学生並びに留学生間の異文化理解のきっかけになり、教育的意義も大きいとされている。

総合教育センター修学・留学生支援部門では、チューター制度の見直しを2006年度に行い、2007年度から①チューター対象オリエンテーション出席の義務化、②チューター登録制度の構築、③チューター業務連絡票の作成、④チューター対象留学生の拡大、2008年度から⑤チューター指導計画書及びチューター活動報告書の提出、⑥チューター業務実績簿の改善等を行ってきた。

このようなチューター制度の改善を通して、チューター制度の現状及び今後の課題について述べていく。

### 【キーワード】

チューター制度、渡日時チューター、チューター対象オリエンテーション、チューター登録制度、チューターサポート制度

### 1. はじめに

各大学において留学生の学習及び生活支援について様々な対策が行われているが、その一環としてのチューター制度は一つの柱となっている。高知大学におけるチューター制度とは、高知大学に在籍する外国人留学生に対して、アドバイザー（指導）教員の指導のもと、大学等が選定した「チューター」により、教育・研究について個別の課外指導を行い、留学生の学習・研究効果の向上を図ることを目的としているものである。具体的には、留学生1人に対して、上級学年の日本人の学生または留学生が選ばれ、留学生のために

勉学・研究の課外特別指導や日常生活の世話をを行う、という制度である。来日後間もない留学生や、学部や大学院に進学後、日の浅い留学生にとって、チューターは様々なことが相談できる良き先輩として、また良き友人として大変貴重な存在となっている。チューターに選ばれる日本人学生にとっても、留学生と接触することにより、自らも様々なことを学び、国際理解への関心を高めるよい機会となる。

高知大学では、2004年度からの国立大学法人化後、チューター制度についても見直しを行い、よりよい留学生支援体制の構築を目指し改善を加えてきた。本稿では、2004年度から2009年度における高知大学のチューター制度を概観するとともに、現チューター制度の課題について考えていく。

## 2. 高知大学におけるチューター制度

高知大学では、チューター制度として学期中に主に学習指導を行う個別チューターに加え、渡日時チューターを置き、入学直後の留学生がスムーズに日本での生活が送れるようサポートをしている。チューターは、留学生の日本における最初の友人としての役割に加え、日本人学生並びに留学生間の異文化理解のきっかけになり、教育的意義も大きいとされている。

### 2.1 チューター制度の目的

高知大学のチューター制度の目的は、留学生の教育・研究に関する指導や日本での生活をサポートすることである。一人で日本へ渡日し、渡日当初は友達も少なく、淋しく不安な生活を送っている留学生も少なくない。そのような留学生の一番の友達になりたいという気持ちで、留学生の勉強や生活の手伝いをすることを目的とする。

留学生の日本語能力やニーズに個人差があるため、個々の必要に応じて対応することが求められるが、基本的には学業上の①「学習・研究指導（授業の予習・復習）」や②「日本語能力向上のための指導」、③「履修手続きの手伝い（履修科目の選択に関する相談）」が主な支援となる。その他にも必要に応じて「学内外の案内」「宿舍探しの補助」「諸手続きのための官公庁等への同行」「大学の事務手続きの案内」「学内外施設利用説明」「生活情報の提供（買物・銀行・郵便局・公共料金支払い方法・ゴミの出し方等）」が支援内容には含まれ、病院などの付き添い等においても臨機応変に対応することになっている。

## 2.2 チューターの選び方

チューターは、原則として留学生のアドバイザー教員が適任者を選出する。留学生の専門と近い分野を勉強している、同じ研究室の上級学年の日本人学生または外国人留学生（原則として院生）が一番ふさわしいと思われる。ただし、研究生や科目等履修生等非正規生は、チューターになる資格はない。また、チューターになる学生は、チューター対象オリエンテーションに出席する義務がある。

さらに、人文・教育・理学部に関しては、留学生のアドバイザー教員が適当な学生を選べない場合、総合教育センター修学・留学生支援部門に登録されている学生で「チューター対象オリエンテーション」に参加している学生の中から選ばれる場合がある<sup>1)</sup>。

また、チューターには大学規程の謝金（1時間につき1,000円）が支給されている。

## 2.3 チューターの活動の時期

渡日時チューターは、留学生が来日した際、ガス・電気の手続きや官公庁への付き添い、銀行口座の開設、携帯電話の契約等の生活面のサポートを行う。また、学期中に主に学習指導を行う個別チューターは、第1学期は4月から9月中旬までの約5ヶ月間、第2学期は10月から翌年の2月中旬までの約5ヶ月間を活動期間としている。2009年度現在、各学期とも最大40時間の活動枠が設けられているが、活動の頻度や回数及び内容に関しては各チューター及び留学生並びにアドバイザー教員の計画と裁量に委ねられている。

## 2.4 チューターの開始時及び活動中のサポート

2007年度からは、チューター対象オリエンテーションへの参加を義務付け、具体的なチューターの業務内容や注意事項、事務手続き等の説明を総合教育センター修学・留学生支援部門で実施している。また、留学生に対しても留学生オリエンテーションにて、チューターに関する説明を行うとともに、チューター及び留学生からの相談も随時オフィスアワー時に受け付け、相談に乗っている。チューター対象オリエンテーションに出席できなかったチューターについても、オフィスアワー等で対応している。さらに、教員に対しては、当部門で新入留学生へのチューターの紹介や顔合わせ等、随時チューターに関する相談を受け付けアドバイスをしている。

## 2.5 高知大学におけるチューター制度の改善点

総合教育センター修学・留学生支援部門では、チューター制度の見直しを2006年度に行い、2007年度から①チューター対象オリエンテーション出席の義務化、②チューター登録制度の構築、③チューター業務連絡票の作成、④チューター対象留学生の拡大、2008年度から⑤チューター指導計画書及びチューター活動報告書の提出、⑥チューター業務関連書類の改善等を行ってきた。以下、改善した6項目の内容について詳しく述べていく。

### ① チューター対象オリエンテーションの義務化

チューター対象オリエンテーションは、チューターがどのような業務をするのが不明確であること、チューターの業務内容は勉学・研究の指導が主な内容になることの周知を徹底させるために始められた。これは、チューター業務を開始するにあたって業務内容、注意事項、業務完了後の手続きを説明するものであり、年に2回、4月及び10月に各キャンパスで行われる<sup>2)</sup>。

### ② チューター登録制度の構築

チューター登録制度とは、2006年度からチューターを希望する学生に対して、総合教育センター修学・留学生支援部門に登録をしてもらう制度を構築したものである。新入留学生のアドバイザー教員が適当なチューターが選べない場合、当部門に依頼し、登録しているチューター希望者の中から専門や学年を考慮し、その留学生にふさわしい学生を選ぶ場合がある。

実際に、2007年度第1学期、2008年度第1学期及び第2学期に各1名、2009年度第1学期には3名、第2学期には4名のアドバイザー教員から依頼があり、当部門が仲介してチューターを選定し、チューター及び留学生、アドバイザー教員の顔合わせを行っている。

### ③ チューター業務連絡票の作成

チューター業務連絡票とは、連絡事項や要望事項を必要に応じて書き、留学生担当窓口の担当者に「チューター業務実績簿」と一緒に提出してもらう連絡票のことである。留学生が何か問題を抱えている様子が見られるとき、連絡がうまくいかないとき、留学生との間でトラブルが発生したときなどは、直ちにアドバイザー教員、当部門の教員または各キャンパスの留学生担当窓口の担当者に伝えることをチューター対象オリエンテーション時に指導している。しかし、ことばの問題や研究に対する考え方の違い等些細なことで何かあれば気軽に相談、連絡ができるよう業務連絡票が作成された。

#### ④ チューター対象留学生の拡大

チューター対象留学生は、原則として、学部生の場合は最初の2年間、大学院生の場合は入学後1年間である。また、教員研修留学生、特別聴講学生（短期交換留学生）、研究生も1年間チューターがつけられることになっている。しかし、日本語予備教育期間の研究生や日本語・日本文化研修留学生（日研究生）、科目等履修生は対象にはなっていなかったが、必要に応じてチューターをつけることにし、来日後のスムーズな学習への移行を図ることとした。

#### ⑤ チューター指導計画書及びチューター活動報告書の提出

チューター指導計画書とは、留学生、アドバイザー教員と相談して、一緒に勉強する日時を設定した後、該当学期にどのようにチューター業務を行うのか「研究・勉強面」及び「生活面」について具体的な計画を立てるものである。チューターは、各留学生によって日本語能力やニーズに個人差があるので、個々の必要に応じて、留学生のアドバイザー教員に指示を受けて対応することが求められる。チューター指導計画書はアドバイザー教員のサインをもらい、学期初めの4月または10月中に留学生担当窓口へ提出してもらうことにした。そして、チューター業務は基本的に「チューター指導計画書」に基づいて行うよう指導した。これは、チューターが留学生と定期的会って勉強する日時を設定した上で、継続的にサポートをすることを推奨するためのシステム作りの一環である<sup>3)</sup>。定期的に会うことで、留学生が現在何に困っているのか、何をチューターに求めているのか、を絶えず聞き出すことができるような人間関係を作るよう指導している。

また、チューター活動報告書とは、チューター業務が終了した後に、自分の1学期間のチューター活動を振り返り自己評価をしてもらうものである。これは、チューター活動完了報告の書類とともに、各キャンパスの留学生担当窓口へ提出することになっている。チューター業務期間が終了した後に、自分のチューター活動を総括するアンケート形式になっており、各チューターにチューターの業務に関する評価をしてもらえる。その上、1学期間を通じてチューター活動を全くしなかった場合でも、チューター活動報告書は提出することになっており、それによりチューター活動をしなかった学生も識別でき、事務処理が速やかに行えるため、導入に踏み切った。さらに、留学生に対しても日本語並びに英語が併記されている「チューター活動報告書」を配布し回答してもらい、チューターの制度面に関して問題点を把握し、対処することとした。

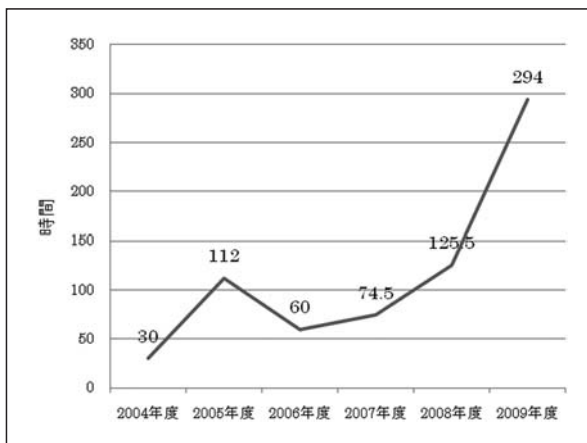
### ⑥ チューター業務関連書類の改善

チューター業務実績簿とは、業務を実施した後に、毎回必ず日時、指導場所、実施時間、時間数、指導した内容を記入する用紙である。「チューター業務実績簿」はチューター業務を行うごとに記録し、1ヶ月分をまとめて、翌月の10日までに各キャンパスの留学生担当窓口へ提出することになっている。また、留学生のアドバイザー教員と留学生にサインをもらう欄があり、どのような業務を行ったのかという内容を記入した後に、両者にサインをもらわなければならない。「チューター業務実績簿」の提出は義務付けられているので、提出しないと謝金が支払われないことになる。また、提出された後、当部門の教員が実績簿の内容を確認し、学内でやっているか、チューター活動をする時間は遅くとも21時までになっているか、業務は1日につき最大でも8時間以内か、昼食時間や夕食時間は業務時間に含めていないかについて適当かどうかチェックを施している。

### 3. 2004年度から2009年度におけるチューター制度の実施状況

2004年度から2009年度におけるチューター制度の実施状況を指導時間数及び指導内容の面から概観していく。

#### 3.1 指導時間数の変化について



グラフ1 渡日時チューターの指導時間の変化 (年度別)

グラフ1の渡日時チューターの指導時間の変化を見て分かるように、2004年度は当部門に1名のチューターを置き、来日したばかりの複数の留学生の生活面におけるサポートをしてもらっていた。しかし、次第に協定校から来る短期の特別聴講学生が増加するに従い、サポートをしなければならない人数も多くなり、ここ数年は各留学生を受け入れるアドバイザー教員からの申し出により、教員側が指導している学生を渡日時のチューターとして活用するケースが増えている。そのため、年々、人数とともに指導時間数の増加の傾向が見られる<sup>4)</sup>。

表1及びグラフ2は「チューターの一人あたりの平均指導時間」を学部別に見たものである。チューターの最大活動時間枠は予算の関係上、2005年度第2学期が25時間、2006年度第1学期が30時間、2006年度第2学期が26時間に設定されており、その他の学期は皆40時間の枠になっている。

これを見ると、研究室において研究や実験指導を行う農学部や医学部、黒潮圏海洋科学研究科、理学部がチューターの平均指導時間が長く、教育学部や人文学部、総合教育センターは比較的指導時間が短くなっていることが分かる。特に、人文学部や総合教育センターでは、協定校から日本語を専攻している短期留学生の受け入れが多い。日本語を学習することを目的とした交換留学生にとっては渡日直後の学内外の手続き以外の勉強面ではチューターの指導がそれほど必要ではないことから、このような状況が見られると考えられる。

また、2004年度は独立法人化以前の体制である一律40時間のチューター活動時間枠が各チューターに割り当てられ、消化を余儀なくされていたが、その後、各チューターが上限時間内で自由に活動時間を設定し取り組んでいることが分かる。さらに、2006年度第2学期から順次チューター制度の見直しを行うとともに、様々な改善を実施してきたが、その時期を境にチューターの平均指導時間数が全体的に減少していることが見受けられる。これは、チューター活動の内容を精査し無駄を省くとともに、各チューターにチューターとしての自覚を促したという意味でも制度の改善が効を奏していると言えるだろう。

表 1 チューター一人当たりの平均指導時間 (学部別)

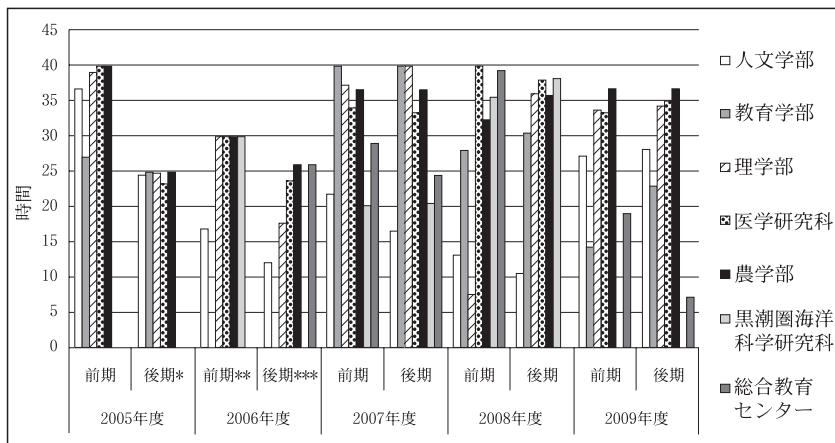
留学生 の所属 学部	2004年度 (総時間数/ チューター数)		2005年度 (総時間数/ チューター数)		2006年度 (総時間数/ チューター数)		2007年度 (総時間数/ チューター数)		2008年度 (総時間数/ チューター数)		2009年度 (総時間数/ チューター数)	
	前期	後期	前期	後期*	前期**	後期***	前期	後期	前期	後期	前期	後期
人文学部	40 (440/11)	38.7 (580/15)	36.75 (588/16)	24.4 (391/16)	16.8 (285/17)	12.0 (217/18)	21.7 (152/7)	16.5 (230.5)	13.1 (157.5/12)	10.6 (95/9)	27.2 (353/13)	28.2 (394.2/14)
教育学部	40 (40/1)	40 (80/2)	27 (81/3)	25 (25/1)			40 (40/1)	40 (40/1)	28 (84/3)	30.5 (183/6)	14.2 (127.5/9)	22.9 (411.8/18)
理学部	40 (400/10)	40 (240/11)	39 (468/12)	24.8 (248/10)	30 (150/5)	17.7 (106/6)	37.3 (149/4)	40 (120/3)	7.5 (7.5/1)	36 (72/2)	33.8 (135/4)	34.3 (103/3)
医学 研究科	40 (200/5)	40 (120/3)	40 (360/9)	23.3 (210/9)	30 (210/7)	23.7 (142/6)	34 (136/4)	33.3 (100/3)	40 (120/3)	38 (152/4)	33.3 (299.5/9)	35.1 (281/8)
農学部	40 (800/20)	40 (800/20)	40 (760/19)	25 (475/19)	30 (540/18)	26 (468/14)	36.6 (329/9)	36.6 (220/6)	32.4 (162/5)	35.8 (465/13)	36.7 (514/14)	36.8 (810.5/22)
黒潮圏 海洋科学 研究科	40 (40/1)	40 (40/1)			30 (30/1)		20 (20/1)	20.5 (20.5/1)	35.5 (106.5/3)	38.3 (421/11)		
総合教育 センター						26 (78/3)	29 (58/2)	24.5 (49/2)	39.4 (118/3)		19 (76/4)	7.2 (21.5/3)
合計時間 (延べ人数)	1920 (48)	2060 (52)	2257 (59)	1349 (55)	1215 (48)	1036.5 (51)	884 (28)	780 (26)	755.5 (30)	1007 (35)	1505 (47)	1840 (58)

\* 2005年度第2学期のチューターの最大活動時間枠は25時間である。

\*\* 2006年度第1学期のチューターの最大活動時間枠は30時間である。

\*\*\* 2006年度第2学期のチューターの最大活動時間枠は26時間である。





グラフ2 チューター一人当たりの平均指導時間の推移 (学部別)

### 3.2 チューター指導の内容

2006年度第2学期におけるチューター指導の内容を「チューター活動実績簿」から学部ごとにどのような傾向があるか見ていく。2008年度に改訂する前のチューター活動実績簿には、活動内容として詳細な記述があるため、それに基づき内容を分けてみると①「専門の指導」、②「日本語の指導」、③「生活上のサポート」、④「相談・話し相手」、⑤「その他」の5点にまとめられる。

表2は学部ごとのチューター指導の内容を表にしたものである。2006年度第2学期のチューター活動時間枠は最大で26時間ではあるが、実際の活動が26時間を超えている者もあり、表1のチューター指導合計時間とは若干のずれがある。また、教育学部及び黒潮圏海洋科学研究科にはチューターの指導を受けている留学生がいなかったため、削除してある。

この表を見ると、人文学部は正規生及び短期の交換留学生を受け入れている関係上、日本語指導に大部分の時間が割かれており、次に相談・話し相手としての割合が高いことが分かる。相談内容は生活面及び就職活動についての相談となっている。正規生においても専門科目の指導よりも授業で出された課題の日本語の添削や専門科目のレジメ作成等の日本語のサポートを受けている留学生が多い。

表2 チューター指導内容（学部別）

内容 学部(人数)	専門の指導	日本語指導	生活	相談相手	その他
人文学部(16)	6	109.5	10.5	15.5	4(履修登録)
理学部(6)	87	0.5	11.5	2	3(英語)
医学部(2)	45	0	0	0	0
農学部(17)	156	34.5	150	9	2(履修登録)
総合教育 センター(3)	0	15.5	21	24	0

一方、理学部・医学部は専門・研究の指導に費やす時間が大部分である。農学部は、専門・実験指導に割かれる時間と生活上のサポートに割かれる時間がほぼ同等であり、かなりの割合を占めている。これは、農学部の留学生17名中15名が英語だけで修了可能なAAPコース(大学院農学研究科アジア・アフリカ・環太平洋農林水産学特別コース及び留学生教育コンソーシアム四国愛媛大学・香川大学・高知大学大学院農学研究科アジア・アフリカ・環太平洋留学生特別コース)の学生であり、日本語がほとんどできない状態で留学していることに起因する。そのため、チューターの指導内容も研究補助及び生活支援に重点が置かれることになる。

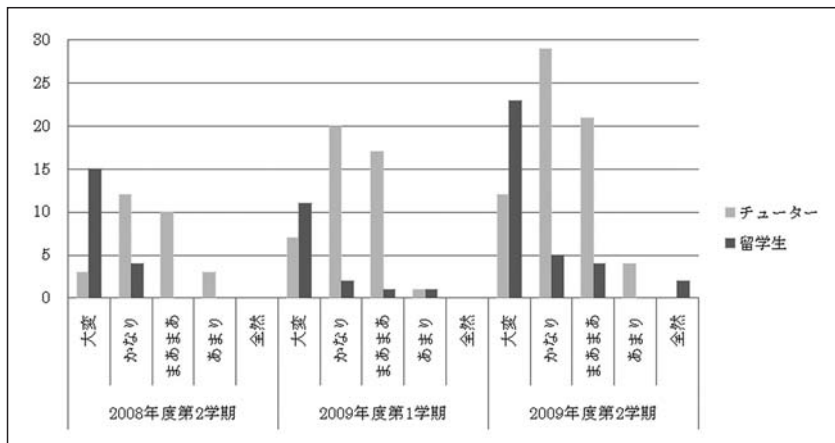
協定校からの短期交換留学生3名を受け入れている総合教育センターでは、「相談・話し相手」「生活面の支援」「日本語指導」の順になっている。3名とも日本語を専門としている留学生であり、専門科目はほとんど履修せず日本語の習得及び異文化交流が来日の目的である。そのため、チューターの指導内容においても友人としての交流という役割が中心になっているからだと考えられる。

#### 4. チューター活動報告書におけるチューター及び留学生の意見

2008年度第2学期、2009年度第1学期及び第2学期にかけて同様の項目で実施したチューター活動報告書をチューター及び留学生に分け、チューター活動における満足度及び問題点を分析していく。今回の調査では、チューター活動に対する評価における「チューター活動の満足度」の5段階評価及び

「チューター活動で困ったこと、難しかったこと」の自由記述箇所を対象とした。3学期間でチューター139名、留学生68名、合計207名分のデータを集計したものである。

#### 4.1 チューター活動の満足度



グラフ3 チューター活動の満足度\* (チューター・留学生)

\*満足度は5「大変」、4「かなり」、3「まあまあ」、2「あまり」、1「全然」の5段階で評価している。

グラフ3を見ると、チューター活動の評価に対して、留学生の評価は相対的にかなり高くなっていることが分かる。留学生の「大変満足」「かなり満足」との肯定的な回答はほぼ9割を占めている。2008年度第2学期のチューターの平均は3.53、留学生の平均は4.79、2009年度第1学期はチューターが3.73、留学生が4.53、2009年度第2学期はチューターが3.74、留学生が4.38であり、留学生はチューターの指導に対する満足度がかかなり高いことが明らかになった。チューターの評価は「大変満足」「かなり満足」との回答が6割程度であり、やや低いのは、自己評価であるため謙遜の気持ちが働いたため、留学生への指導に対して明確な達成感がなく、試行錯誤しながら活動に当たっているためだと思われる。

留学生で満足度が「あまり」の者が1名、「全然」の者が2名存在したが、前者は「チューターが自分のことが忙しいから、会う時間がいつも変更した。

ちょっと嫌になった」と述べている。後者は、1名は「チューター活動時に困ったこと」に「自分の国の言葉を教えること」と書かれており、1名は活動内容に「There is no activities」とあり、チューターへの希望としては「I hope the tutor would give me some information for my life in Japan. I hope we can become friends」と述べられていた。このように、チューターへの評価が低い理由としては、チューターが忙しいこと、チューターの指導内容に問題があること、チューター活動をあまり実施していないことが挙げられる。

#### 4.2 チューター活動の問題点及び要望

表3 チューター活動時の問題点（チューター）

問題点のカテゴリー	2008年度 第2学期	2009年度 第1学期	2009年度 第2学期	計
① 日本語指導が困難	6	6	14	26
② 専門のサポートが困難	2	8	6	16
③ コミュニケーションの成立が困難	7	8	12	27
④ 文化の違いによることばの理解のずれ	3	8	10	21
⑤ 手続きのサポートが困難	1	2	2	5
⑥ 時間調整の難しさ	1	0	4	5
⑦ 指導内容及び指導の範囲	4	0	1	5
⑧ なし	4	7	6	17
⑨ その他	4	3	10	17

チューター活動時の問題点としては、チューターにおいては主に表3の7点が挙げられる。チューターが困難に感じている点としては「③言葉によるコミュニケーション」及び「④会話は成り立ったとしても文化や言葉の違いから相手の考え方を理解することの難しさ」が最も多かった。これは、チューター自身の英語力不足及び留学生の日本語力が低いことによるコミュニケーションの困難さとともに、文化背景が違うことによる話の噛み合わなさ、言葉が理解されているのかどうかに対する不安といったことであり、異文化間接触の中で起こる葛藤に問題を感じている様子が分かる。

次に、チューター活動の中心として位置づけられる研究・勉学のサポート

である「①日本語の指導」及び「②専門のサポート」に困難さを感じている回答が多い。前者は、日本語の文法や日本語の添削等を頼まれた際、日本語の間違いを直すことはできてもなぜ違うのかを説明することができないといった問題である。日本人であれば日本語を誰でも教えられるわけではないため、本格的な日本語教育に関する相談は総合教育センター修学・留学生支援部門の教員にするよう留学生に助言しているが、身近な存在であるチューターに日本語の質問やレポートの添削が依頼される状況が見受けられる。後者は、同じ研究室に所属する先輩チューターであっても「専門が異なるため、指導が困難」「専門の力不足」という問題により、専門科目の指導をするのに困難さを感じているといったものである。

また、「⑤手続きのサポート」に関しては、全く日本語が分からない留学生のチューターが官公庁に同行し手続きの説明を英語でしなければならない場合や手続きの書類の翻訳の困難さが挙げられている。「⑥時間調整の難しさ」は授業時間やアルバイトの関係上、互いに時間を合わせるのが困難、十分なチューター活動の時間が取れない、留学生が携帯電話を持っていないので連絡ができない等の問題点がある。

「⑦指導内容及び指導範囲」とは、「留学生がチューター活動に何を求めているのか明確に分からない」「課題や発表に関してどこまでサポートしてしまっているのか、やり過ぎではないか」というチューター活動の指導範囲に関するものである。

表4 チューター活動時の問題点（留学生）

問題点のカテゴリー	2008年度 第2学期	2009年度 第1学期	2009年度 第2学期	計
① 専門の学習が困難	2	2	5	9
② コミュニケーションの成立が困難	2	1	3	6
③ 文化の違いによることばの理解のずれ	4	3	6	13
④ 手続きが困難	3	0	2	5
⑤ 時間調整の難しさ	0	1	0	1
⑥ なし	6	7	19	32
⑦ その他	0	1	0	1

次に、表4には留学生が感じるチューター活動時の問題点として、主に5点が挙げられている。問題点の内容は上述した通りであるが、ここでも、「②言葉によるコミュニケーション」及び「③文化の違いによることばの理解のずれ」が最も多く、「①専門の学習」「④手続き」「⑤時間調整」の難しさが続く。

留学生のほぼ半数が問題なしとしたのに対し、チューターの88%が何らかの問題点を感じており、特に「言葉及び文化の壁」「日本語指導」「専門指導」に困難を強く感じていることが明らかになった。

## 5. チューター制度の課題及び今後の方策

高知大学におけるチューター制度においては、次の5点の課題がある。それぞれについて、問題点を挙げ今後の方策について考えていく。

### ① チューターとしての資格

本学のチューターとしては、「留学生の専門と近い分野を勉強している、同じ研究室の上級学年の日本人学生または外国人留学生（原則として院生）が一番ふさわしい」とされている。しかし、実際に各アドバイザー教員から選定されたチューターは、学部2年生から大学院生と幅広く、特に人文・教育学部においては、院生より学部生の占める割合が高い。また、甚だしい場合には学部の1年生が同じ学年の留学生のチューターとして選定されていたり、学部3年生の外国人留学生が学部2年生のチューターをしていたりするケースも見受けられる。各年度により割合は変わってくるが、平均して外国人留学生のチューターとしての登用は全体の1割～2割程度を占め、必ずしも大学院生が登用されているとは言えない。また、人文学部では学部の外国人留学生が2名の留学生の指導を行っていたり、日本人の院生が3名の留学生の指導をしていたりするケースもある。さらに、複数の留学生を担当しているチューターの実績簿を見ると、同じ時間帯に同時に2名の指導を行っている様子も見られ、質の高いチューター指導活動が行われているとは言い難い状況にある。

今後は、チューターとしての資格として「同じ研究室の上級学年で院生がふさわしい」ことを徹底し、原則として1名のチューターにつき1名の留学生を担当することを周知していきたい。また、アドバイザー教員に対してもチューター選定時に、チューターとしての資格について再度確認を促すよう

にしていく必要性を感じる。

外国人留学生のチューターとしての登用に関しても、チューター制度の意義として日本人学生が留学生と接触することにより、自らも様々なことを学び、国際理解への関心を高めるよい機会になるということが挙げられることを考慮し、特別な場合以外はむやみにチューターを任せるべきではないと思われる。渡日直後のチューターや担当する留学生が日本語が全く話せない場合等、同じ母語を使用する先輩の外国人留学生がチューター指導をすることが適当な場合もある。前者の渡日直後のチューターに関しても、先輩外国人留学生の場合、自分が来日後経験した一通りの手続きを繰り返し指導することになるので、適任であると言える。

## ② 協定校からの交換留学生のチューターについて

協定校から日本語を専門とし、日本語の習得を目的として来日した交換留学生も他の留学生と同様渡日当初は学内外の諸手続きのためチューターが必須である上に、日本人の最初の知り合いとしてチューターを頼り、勉学面においても生活面においてもチューターの必要性がかなり高いと思われる。しかし、一学期間日本で生活し、次第に日本人の友人も増え、勉学面においては主に日本語科目を履修し、学部の専門の授業はほとんど受講しない上、日本語能力も向上し、自分でも対応できるぐらいの実力が備わるため、チューター指導の必要性をあまり感じなくなるケースが多い。

現に、短期留学生にチューター制度についてインタビュー調査をしたところ、「チューターは4年生なので就職活動等で非常に忙しく、レポートの日本語チェックなどしてもらいたいと思って、連絡すると忙しくて会えないと言われる。仕方がないから自分でやった。たまに会うときは、お昼を食べながら雑談をするだけで、勉強の指導はしてもらえなかった。チューター実績簿も適当に私がサインをして適当に書いて全然意味がなかった。他の交換留学生の子はチューターに自分の国の言葉を教えてほしいと言われて、教えている。留学生が日本人のチューターをやっているってみんな言っている。友達にはなったけど、交換留学生にチューターは意味がない。」という回答や「チューターは本当の友達なのか、仕事で友達をやっているのかよく分からなかった。その区別が難しかった。お金をもらっているから自分と違って話をするのか。友達がチューターになるのはあまりよくないと思った」という回答があった。このように、短期交換留学生の場合、チューターの指導が友人としての交流に重点が置かれる傾向があり、定期的会う場合でも雑談や

留学生による言語指導が行われることも多々あり、学習面における指導が徹底されているとは言い難い。

また、2009年度に総合教育センターで受け入れた4名の交換留学生に関しても渡日直後の1学期間は個別チューターによる平均指導時間が19時間であったが、次の学期には2名はチューターはつけたものの全くサポートを受けず、他の2名の平均指導時間は7.5時間に激減した。

そこで、交換留学生のチューターについては、来日した際の渡日時チューターによるサポート及び大学の授業に対する1学期分のみ指導が適切かと思われる。チューターの必要性は個々の留学生のニーズにもよるので一概には言えないが、半期のチューター指導が終了した時点でアドバイザー教員が必要かどうか本人の意思を確認し対応することが求められる。

#### ③ チューターサポート制度の充実

チューター指導活動が実施される前に行われるチューター対象オリエンテーションとともに、チューター連絡会等をチューター活動が実施されている最中に行い、当部門としてのチューターサポート制度の充実を図りたい。連絡会の内容としては、チューターをしていて困ったこととして回答の多かった異文化間コミュニケーション及び日本語の説明の仕方を中心に構成するのが適当であろう。チューター指導をしている際に起こる留学生とのトラブルの事例を挙げてもらい、具体的な解決策をグループごとに話し合い、異文化間コミュニケーションについて考える機会を作る。また、チューター指導において重要な位置を占める日本語の説明方法に関しても基礎的な事項について考える機会になるよう構成していくことにより、チューターに対するサポートを図っていきたい。

#### ④ チューター制度の柔軟性

チューター制度がカバーしている期間は第1学期が4月初めから9月中旬まで、第2学期が10月初めから2月中旬までで空白の期間が存在する。特に、2月中旬から3月にかけては、農学部1年生は2年生になるとキャンパスが変わるため、引っ越しを余儀なくされる。そのための手続き等は3月中旬から末にかけて行わなければならない、チューターが手伝うにしても無償でサポートをしなければならなくなる。実際に、農学部1年生を担当しているチューターからチューター制度の柔軟な運用についての要望があった。また、短期の交換留学生の帰国も2月末から3月にかけてが多く、帰国時の諸手続きの対応に関してもチューターが必要な場合も出てくる。



さらに、農学研究科には英語のみで修了できるAAPコースがあり、そこで受け入れる留学生に対する支援体制としてどこまでチューターによる生活支援が必要であるかという問題は、大学全体で考えなければならない時期にきている。農学部のチューターの中で、本学の留学生に対するサポートより留学生の家族、特に子どもに対するサポートに追われたという実情も報告されている。

そこで、渡日後チューターのように学期中の一定期間のみの対応ではなく、留学生のサポート要員として一年を通して当部門にチューターを置き、留学生が困ったときに即座に対応ができるような体制作りを進めていく。それとともに、本学の留学生に対するチューター支援の内容に関しても大学としての方針を定めていくべきである。

#### ⑤ チューター業務関連書類のさらなる改善

2008年度に改訂された「チューター業務実績簿」には、日時、指導場所、実施時間、時間数、指導した内容を簡潔に記入した後、留学生のアドバイザー教員及び担当した留学生にサインをもらう欄があり、一ヶ月分をまとめて留学生担当窓口に提出することになっている。しかし、指導した内容については、「日本語指導」「実験指導」等簡潔すぎる記述が目立ち、指導した内容の詳細が分かりづらいという難点がある。そこで、指導した内容のより詳細な記述を徹底するとともに、月ごとにチューター指導における問題点、困った点、良かった点等を記述する欄を設け、自分のチューター活動における内省を促す指導をしていく必要性を感じる。

また、「チューター指導計画書」に関しても、留学生がチューターに希望する事項を明記する欄を設け、チューター指導の重点事項を確認するとともに、どのようにチューターと関わっていきたいかについても両方で確認する機会を設けるようにする。

さらに、「チューター活動報告書」の質問事項に関しても改善を加え、今後高知大学におけるさらなるチューター制度の充実を図るべく、チューター及び留学生の意見を取り入れ、よりよいチューター制度への改善及び構築を目指し、留学生支援の一助としていきたい。

#### 注

- 1) 本学は、朝倉(人文・教育・理学部)・物部(農学部)・岡豊(医学部)の3キャンパスに分かれている。総合教育センター修学・留学生支援部門は朝倉キャンパス

スにあるため、チューター登録も朝倉キャンパスにある3学部の学生が中心となる。そのため、その3学部に関り、当部門からチューターを選定する場合がある。ただし、農学部の1年生は朝倉キャンパスで授業を受けるため、場合によっては専門の近い学生が選定されることもある。

- 2) チューター対象オリエンテーションは、本学の朝倉・岡豊・物部の3キャンパスにおいて行われるが、朝倉・岡豊は電子会議システムでつなぎ同時に実施される。
- 3) 2007年度に行われたチューター制度改善前には、一学期間に1回だけしかチューター活動を行わない者や数日間のチューター活動で全ての活動時間枠を消化するチューターが2割程度みられた。
- 4) 2004年度の渡日時チューターは1名、2005年度は6名、2006年度は9名、2007年度は3名、2008年度は12名、2009年度は16名であった。

## 参考文献

- 高知大学総合教育センター修学・留学生支援部門(2009)『外国人留学生チューターのための手引き』高知大学総合教育センター修学・留学生支援部門
- 河野理恵(2007)「一橋大学におけるチューター活動状況 2004年～2006年の3年間の分析」『一橋大学留学生センター紀要』第10号 一橋大学留学生センター
- 園田智子(2008)「チューター活動における日本人学生と留学生の異文化間理解 チューター活動実施後アンケートの自由記述分析から」『群馬大学留学生センター論集』第8号 群馬大学留学生センター
- 千葉大学国際教育センター(2008)『留学生支援入門(第二版) 伝えあう・学びあう・支えあう』千葉大学国際教育センター
- マスデン真理子・松瀬成子(2006)「よりよい留学生支援体制の構築に向けて チューター制度を考える」『熊本大学留学生センター紀要』第9号 熊本大学留学生センター

おおつか かおる

(高知大学総合教育センター修学・留学生支援部門准教授)